



～ 2019年10月からスタート～

消費税軽減税率制度（複数税率） 領収書、レシートが変わる インボイス制度とは 補助金対象・POSレジ&システム「羅針盤」

消費税率は2019年10月1日から現行の8%から10%にアップする。それに伴い軽減税率が導入され、「飲食物品（酒類を除く）」と「週2回以上発行の新聞」の2品目はいずれも税率が8%となる。消費税は8%と10%の複数税率となり、それぞれの税率を記載するインボイス方式が導入される。従来の請求書や納品書、領収書などの記載方法が大きく変わる。

2019年10月から2023年9月までの期間は簡易インボイス、2023年10月から正式に導入されるというシナリオだ。今回はインボイス方式の詳しい説明と、インボイス方式に対応した中小企業庁の補助金対象製品となっているPOSレジ&システム「羅針盤」(メディアネットワークジャパン)の特徴について詳しく紹介しよう。



▲軽減税率補助金対応のPOSレジ

多彩な決済ニーズに
対応しキャッシュレス

J-Mups



J-Mups 端末

・クレジットカード ・銀聯
・デビットカード ・電子マネー



▲POSレジレシートイメージ

インボイス制度で変わること

消費税とは事業者が預かった消費税額から負担した消費税額を差し引いて納入する税金のこと。その負担した消費税額を差し引くことを「仕入税額控除」という。

軽減税率導入で8%と10%の複数税率となった場合、より適正に「仕入税額控除」額を計算できるように考えたのが「インボイス制度」だ。

現在では消費税率が統一なので、請求書に基づいた税額の計算が可能だが、消費税が複数税率になると対応しきれない。

ビジネス 速報

Business Breaking news

そのため、全ての商品一品ずつに対し、それぞれの税率と税額を記載することになる。

現行制度は「請求書等保存方式」を採用しており、請求書や領収書、レシートなどには次の項目の記載が必要となる。

- ・「発行者及び受領者の氏名又は名称」
- ・「取引の年月日、内容、対価の額（税込）」

インボイス制度では上記の記載事項に加え、

- ・「登録番号※」
- ・「税抜き価額又は税込価額を税率ごとに区分した合計額及び適用税率」
- ・「消費税額」

—などの記載が必要になる。

つまり、現行より仕入税額控除の要件が厳格になるということだ。

領収書の記載は次の事項がポイントになる（国税庁のホームページ「消費税の軽減税率制度に関するQ&A」(制度概要編)。

- ・軽減税率対象品目には「※」などを記載する。
- ・税率ごとに合計した課税資産の譲渡等の対価の額（税込み）を記載する。

※事業者がインボイスを発行する為には、所轄税務署に申請書を提出し、「適格請求書発行事業者」として登録をする必要があります。

独自の商品マスター機能を搭載

こうした煩雑なインボイス方式に対応しているのが、メディアネットワークジャパン（東京都北区・03-3906-3561）の経営情報システム「羅針盤」である。

大きな特徴は、8%の商品も10%の商品も、それぞれ発注・仕入管理、在庫管理、商品管理、売上管理、顧客管理などの他、個々の商品分析や顧客分析などにも対応できるという点だ。

他の市販ソフトや特別にカスタマイズされたシステムでも、ここまでの能力や機能が集約されたものはないだろう。

羅針盤の強みは独自の「商品マスター」機能が搭載されている点にある。商品別の売上数量や売上金額、粗利益、仕入れ単価、在庫数などの詳細な商品情報を網羅している。

また、導入店の各業種に合わせて、羅針盤「商品マスター」のカスタマイズにも対応できる。



▲商品マスター

顧客マスターと商品マスターが連動しているので、いずれからも商品の売れ行きや在庫、売り掛け状況などがつかめる。中でも「羅針盤」導入店の評価が高いのは商品の「検索機能」である。検索したい商品名や型番を入れると、その商品の販売価格や仕入れ価格、粗利、在庫状況などが瞬時にチェックできる。

